いばらきヘルスロードのぼり等貸出要項

1 趣旨

いばらきヘルスロードのさらなる推進を図るため、ウォーキング教室やイベント等での使用を目的に、のぼり等の貸出について必要な事項を定める。

2 貸出内容

(1)貸出物品一覧

のぼり	40 枚
ポール	10本
スタンド (注水式)	10 台

※1団体に貸出可能な数は最大10セットです。

※のぼり単独での貸出も可。ポール、スタンドのみの貸出は行っておりません。

(2)貸出料は無料です。

3 対象

県内の保健所, 市町村, ウォーキング団体, その他健康ボランティア団体等

4 貸出期間

貸出日・返却日を含めて3週間以内 ※上記以外につきましては、ご相談ください。

5 申込手順

- (1)事前に電話等で予約をお願いします。
- (2)貸出予定日の5日前までに、別紙申込書と必要書類(実施計画書等)を添付し、 FAX または郵送等によりご提出ください。

※貸出期間が重複した場合は、申し込みの先着順とします。

6 貸出・返却

- (1)健康プラザの開館時間(月~金,8:30~17:00) ※土日祝祭日を除く。
- (2)貸出及び返却については、健康づくり情報部(健康プラザ3階事務室)で行います。郵送での貸出はできません。

7 留意事項

- (1)のぼり等の複製、または第三者に譲渡・転貸することは固く禁止します。
- (2)火気及び危険物の近辺で使用しない等、安全に配慮し使用してください。
- (3)借用期間中に損傷・紛失があった場合は、直ちに健康プラザに連絡し、借用者の責任と負担において弁償してください。
- (4)貸出期間を厳守し、期間満了後は遅滞なく返却してください。
- (5)汚れた場合は、返却の際にお申し出ください。

※手洗いや洗濯機の使用は、色落ちや型崩れの原因となるため、行わないでください。

- (6)借用者がこの要項の規定に違反したときは、貸出を取り消します。借用者は直ちに返却に応じてください。
- (7)のぼり等の使用により、借用者が被った損害または借用者が第三者に与えた損害 に対しては、健康プラザは一切の責任を負いません。

8 問合せ先

茨城県立健康プラザ 健康づくり情報部

〒310-0852 水戸市笠原町 993-2

TEL:029-243-4215 (直通) FAX:029-244-4852

9 その他

本要項に定めない事項については、借用者と健康プラザの協議により決定するものとする。

付則

この要項は、平成22年11月2日から施行する。

付則

この要項は、平成30年12月14日から施行する。

いばらきヘルスロードのぼり等貸出申込書

借用期	目 間	年月日(年) ~ 目 ()
使用目	的		
借用するもの		のぼり	枚
		ポール	本
		スタンド	個
借用者	団体名		
	住 所		
	氏 名		
	連絡先		
備	考		

【留意事項】

- ・のぼり旗の複製、または第三者に譲渡・転貸することは固く禁止します。
- ・借用期間中の損傷・紛失があった場合は、直ちに健康プラザに連絡し、借用者の責任と負担において弁償してください。

返却確認							
※健康プラザ記入欄							
	年	月	日	()		
確認	君		印				